

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第217号
事故等種類	衝突（かき筏 <sup>いかだ</sup> ）
発生日時	平成26年12月23日 03時55分ごろ
発生場所	広島県坂町 <sup>かんのん</sup> 観音埼南方沖 屋形石灯標 <sup>やかたいし</sup> から真方位084° 1,450m付近 （概位 北緯34° 17.94′ 東経132° 29.69′）
事故等調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	押船 わこう2、19トン
船舶番号、船舶所有者等	138-101広島、日興マリンサービス株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部に擦過傷 かき筏 1台が分断
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が、単独の船橋当直につき、約11ノットの対地速力で自動操舵により観音埼南方沖を北進した。 船長は、レーダーを作動させていたものの、レーダー画面にかき筏が映らなかったため付近にはかき筏はないと思って航行していたところ、平成26年12月23日03時55分ごろ本船が「観音埼南方沖のかき筏」（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。 船長は、海上保安庁に本事故の通報を行った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	本船の喫水は、本事故当時、船首約1.55m、船尾約3.00mであった。 船長は、本事故発生までに本事故発生場所付近を3回航行したことがあり、そのうち夜間に1回航行したことがあった。 船長は、本件かき筏の存在を知っていたが、その正確な位置を知らなかった。 船長は、航行船舶が少ない時間帯なので、レーダーの感度調整を行っていなかった。 本事故当時、他の乗組員2人は自室で休息していた。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、観音崎南方沖を北進中、船長が、本件かき筏の存在を知っていたが、その正確な位置を知らず、また、レーダーに本件かき筏が映っていなかったことから、本件かき筏に向けて航行していることに気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、レーダーの感度調整を行っていなかったことから、レーダーに本件かき筏が映っていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、観音崎南方沖を北進中、船長が、本件かき筏の存在を知っていたが、その正確な位置を知らず、また、レーダーに本件かき筏が映っていなかったため、本件かき筏に向けて航行していることに気付かず、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定航行海域の水路情報を事前に入手しておくこと。</li> <li>・ レーダーの感度調整を行うこと。</li> </ul>